

輸出用木材こん包材消毒実施要領

平成 15 年 10 月 16 日 15 消安第 2489 号
消費・安全局長通知
最終改正 平成 18 年 1 月 12 日 17 消安第 10520 号

第 1 趣旨

輸出用木材こん包材について、輸入国における植物検疫措置に対応するためには、植物検疫措置に関する国際基準 No.15「国際貿易における木材こん包材の規制のための指針」（以下「国際基準」という。）に即した消毒、表示等を行う必要性が増大している状況にかんがみ、国際基準に示された条件を満たすための手続等を示すことにより、我が国において関係者が輸出用木材こん包材の適切な消毒、表示等を行うための便宜を図り、我が国からの貨物の円滑な輸出を確保するため、この要領を定める。

第 2 定義

- 1 この要領において「輸入国」とは、輸出用木材こん包材について、検疫病害虫の侵入防止の観点から、輸入条件として国際基準に即した消毒及び消毒済み表示を要求している国又は地域をいう。
- 2 この要領において「輸出用木材こん包材」とは、輸入国向け貨物（携帯品・郵便物を含む。）をこん包する目的で使用される木箱、パレット、木枠等を含む非加工木材をいう。

第 3 輸出用木材こん包材生産者の登録

- 1 輸出用木材こん包材の生産者は、事業所ごとに、植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下同じ。）の登録を受けることができる。
- 2 1の登録の申請をしようとする輸出用木材こん包材の生産者は、第4の3に規定する消毒認証機関を経由して、事業所ごとに、別記様式1を当該事業所の所在する地域を所轄する植物防疫所長に提出するものとする。
- 3 植物防疫所長は、2の申請の内容に誤りがないことを確認したときは、1の登録を行い、当該輸出用木材こん包材の生産者に対し、2の消毒認証機関を経由して、第5の3に規定するスタンプ又はステッカーに表示する登録番号を別記様式2により通知する。
- 4 1の登録を受けた輸出用木材こん包材の生産者（以下「登録こん包材生産者」という。）は、別記様式1に記載した事項に変更があった場合、又は輸出用木材こん包材の生産を廃止した場合には、2の消毒認証機関を経由して、遅滞なく当該事業所の所在する地域を管轄する植物防疫所長に報告するものとする。
- 5 植物防疫所長は、1の登録を行った場合及び4の報告を受けた場合には、その内容を消費・安全局長へ報告する。
- 6 1の登録の有効期間は、3年とする。

第4 消毒認証機関の登録

- 1 消費・安全局長は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、消毒認証機関として登録する。
 - (1) 植物検疫及び病害虫に関する知識を有する人材を確保していること。
 - (2) 業務を的確に遂行するための内部規程を有していること。
 - (3) 第5の1の(2)に規定する認定消毒実施者が行う消毒に立ち会い、及び必要に応じて消毒の種類に応じた技術指導ができること。
 - (4) 登録こん包材生産者が行う処理済み材の保管管理、処理済み表示についての的確な指導ができること。
- 2 消毒認証機関の登録の申請をしようとする者は、1に掲げる要件を備える者であることを示した資料を添付の上、別記様式3を消費・安全局長に提出するものとする。
- 3 1の登録を受けた消毒認証機関(以下「消毒認証機関」という。)は、別記様式3に記載した事項に変更があった場合、又は業務の全部若しくは一部を廃止した場合には、遅滞なく消費・安全局長に報告するものとする。
- 4 1の登録の有効期間は、3年とする。
- 5 消費・安全局長は、消毒認証機関が1に掲げる要件を備えていないと認める場合、又は業務を行う上で不正の行為があったと認める場合には、登録の取消し等必要な措置を講じる。

第5 消毒認証機関の業務

- 1 消毒認証機関は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 消毒実施者の認定
 - (2) (1)の認定を受けた消毒実施者(以下「認定消毒実施者」という。)が行う消毒の立会い、消毒の方法に応じた技術指導
 - (3) 登録こん包材生産者が消毒済み輸出用木材こん包材に押印し、又は貼付するスタンプ及びステッカーの作成、交付及び管理
 - (4) 登録こん包材生産者が行う消毒済み輸出用木材こん包材の保管管理、消毒済みの表示に関する指導
- 2 消毒認証機関は、消毒実施者から認定の申請を受けたときは、次に掲げる事項を確認の上、熱処理又はくん蒸処理による消毒を適切に行うことができると認められる場合には、当該消毒実施者を認定する。
 - (1) 熱処理による消毒実施者の申請の場合
消毒の際の加熱方法
消毒を行う施設の敷地面積、内容積、温度記録装置その他施設及び設備の状況
 - (2) くん蒸処理による消毒実施者の申請の場合
消毒に用いるくん蒸剤の種類及び方法
- 3 第3の3の登録番号の通知に係る消毒認証機関は、当該通知を受ける登録こん包材生産者に対し、別記様式4の消毒処理済みであることを示すスタンプ又はステッカーを交付する。

- 4 消毒認証機関は、消毒実施者の認定を行った場合及びその認定の申請に係る事項に変更があった場合には、遅滞なく当該消毒実施者の所在する地域を所轄する植物防疫所長に報告する。
- 5 植物防疫所長は、4の報告を受けた場合には、その内容を消費・安全局長へ報告する。

第6 消毒の実施

- 1 認定消毒実施者は、登録こん包材生産者の依頼を受けて、輸出用木材こん包材の消毒を別紙の消毒処理基準により実施する。
- 2 認定消毒実施者は、輸出用木材こん包材の消毒を行ったときは、1の依頼をした登録こん包材生産者に対して、自動温度記録装置による処理の記録その他の消毒が適切に行われたことを示す資料（以下「消毒実施記録」という。）を交付するとともに、当該輸出用木材こん包材に消毒済みであることを示す表示を付す。
- 3 植物防疫所長は、必要に応じて、輸出用木材こん包材の消毒が適切に実施されているかどうかを確認するとともに、消毒が適切に行われるよう消毒認証機関及び認定消毒実施者に対し必要な助言等を行う。

第7 消毒済みの表示

- 1 登録こん包材生産者は、第6の1の消毒を受けた輸出用木材こん包材について、第6の2の消毒実施記録及び消毒済みであることを示す表示を確認し、当該輸出用木材こん包材に第5の3の規定により交付されたスタンプ又はステッカーを押印又は貼付することができる。この場合、樹皮がない木材こん包材については「DB」の文字を当該スタンプ又はステッカーにより押印又は貼付した表示に追加することができる。
- 2 1の押印又は貼付は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。
 - (1) 判読が可能であること。
 - (2) 永久的であり、移動不可能であること。
 - (3) 見やすい場所に配置され、押印又は貼付する輸出用木材こん包材の一面と反対側の一面の少なくとも2面に表示されること。
 - (4) 赤及びオレンジ以外の色を使用すること。
- 3 登録こん包材生産者は、1の規定により輸出用木材こん包材に押印又は貼付するスタンプ又はステッカーについては、第5の3の規定により交付されたものを使用するとともに、これらを適正に保管しなければならない。
- 4 登録こん包材生産者は、1の規定による輸出用木材こん包材へのスタンプ又はステッカーの押印又は貼付の実績を記録するとともに、第6の2の規定により交付された消毒実施記録を保管、管理する。
- 5 植物防疫所長は、必要に応じて、輸出用木材こん包材に係る表示が適切に行われているかどうかを確認するとともに、消毒済みの表示が適切に行われるよう消毒認証機関及び登録こん包材生産者に対し必要な助言等を行う。

第8 基準不適合等の場合の措置

- 1 消毒認証機関は、輸出用木材こん包材について、消毒処理基準の不適合、消毒済み表示に関する不正使用等が判明した場合には、その事実を確認し、認定消毒実施者及び登録こん包材生産者に対し、再発防止のための指導を行うとともに、当該認定消毒実施者及び登録こん包材生産者の所在する地域を所轄する植物防疫所長に報告する。
- 2 植物防疫所長は、輸出用木材こん包材について、消毒処理基準の不適合、消毒済み表示に関する不正使用等が判明した場合には、その事実を確認し、認定消毒実施者及び登録こん包材生産者に対し必要な助言等を行い、又は登録こん包材生産者の登録の取消し等必要な措置を講じる。
- 3 植物防疫所長は、1の報告を受けた場合及び2の措置を講じた場合には、その内容を取りまとめ、消費・安全局長へ報告する。
- 4 消費・安全局長は、消毒認証機関の業務が適切に行われていないと認めるとき及び3の報告を受けた場合において必要があるときは、消毒認証機関その他関係者に対して必要な指導、助言を行う。

第9 報告

- 1 認定消毒実施者は、その住所を所轄する植物防疫所長が報告を求めた場合には、消毒認証機関を経由して、第6の2の消毒実施記録を提出する。
- 2 登録こん包材生産者は、その事業所を所轄する植物防疫所長が報告を求めた場合には、消毒認証機関を経由して、第7の4の消毒実施記録を提出する。

別記様式 1 (第 3 関係)

輸出用木材こん包材生産者登録申請書 (新規・継続)

年 月 日

植物防疫所 (支所・出張所) 長 殿

申請者住所 (機関名称)
氏 名 (代表者名) 印

輸出用木材こん包材の生産者として登録したく、関係書類を添えて、下記のとおり申請
します。

記

- 1 登録する輸出用木材こん包材生産者の名称 (事業所名)
- 2 1 の所在地及び連絡先
- 3 輸出用木材こん包材生産者における管理責任者
- 4 消毒を依頼することが想定される輸出用木材こん包材の消毒実施者
- 5 消毒済み木材こん包材の保管場所 (処理材と未処理材の区分方法あるいは処理材の保管の方法など)
- 6 スタンプまたはステッカーの保管管理責任者
- 7 その他参考になる事項

[注]

- 1 関係書類は、こん包材生産者の所在地及び処理済み木材こん包材の保管場所の見取り図とする。
- 2 継続登録の場合は、関係書類の添付を必要としないが、その他参考になる事項欄に登録番号を記入すること。
- 3 記 1 及び 2 は、欧文併記のこと。
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 5 輸入国植物防疫機関が登録番号等についての情報の提供を求めた場合は、植物防疫所のホームページにおいて公表されることがあります。

別記様式2（第3関係）

輸出用木材こん包材生産者登録通知書

年 月 日

殿

植物防疫所（ 支所・出張所）長 印

貴殿から申請のあった輸出用木材こん包材生産者の登録については、下記のとおり登録したので通知する。

記

- 1 輸出用木材こん包材生産者の名称
- 2 輸出用木材こん包材生産者における管理責任者
- 3 登録番号
- 4 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 注意事項
 - （1）登録こん包材生産者は、スタンプを押印又はステッカーを貼付した木材こん包材について、その実績を記録し、関係書類とともに1年間保管しておくこと。
 - （2）処理材と未処理材は明確に区分し、保管管理すること。
 - （3）登録申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
 - （4）消毒処理済み表示に関する不正使用、または不適合事例があった場合は、登録の取り消し、または登録番号の使用停止を行うことがあること。
 - （5）輸入国植物防疫機関が登録番号等についての情報の提供を求めた場合は、植物防疫所のホームページにおいて公表されることがあります。

別記様式3（第4関係）

輸出用木材こん包材消毒認証機関登録申請書（新規・事項変更）

年 月 日

消費・安全局長 殿

申請者住所（機関名称）

氏 名（代表者名） 印

輸出用木材こん包材に係る消毒認証機関として（登録・登録事項の変更）を希望するので、下記関係書類を添えて申請します。

記

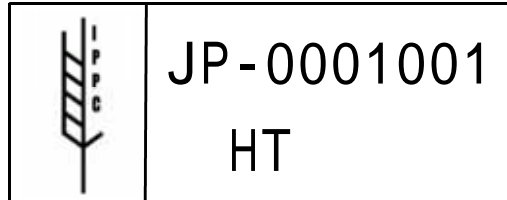
1. 機関の概要
（名称、所在地、設立年月日、定款、組織図、会員名簿等）
2. 事業の概要
3. 過去3年間における輸出用木材こん包材に係る消毒実績
4. 消毒認証に関する内部規程

[注]

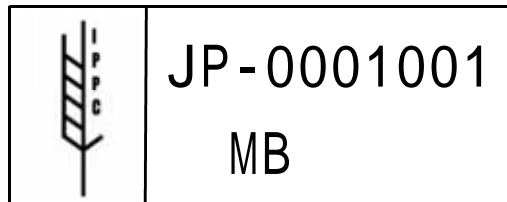
- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式4（第7関係）

（1）熱処理の場合



（2）臭化メチルくん蒸処理の場合



注1 上記の表示は次に掲げる事項を含むものとする。

- （1）承認マーク
- （2）国名
- （3）登録こん包材生産者番号
- （4）処理名（熱処理：HT、臭化メチルくん蒸：MB）

注2 登録こん包材生産者は、樹皮がない木材こん包材についてスタンプ又はステッカーにより押印又は貼付した表示に「DB」の文字を追加することができる。

別紙

消毒処理基準

(1) 熱処理

木材こん包材の材芯温度が 56 以上で 30 分以上加熱されること。

(2) 臭化メチルくん蒸処理

温度別の投薬量及び最小濃度が表 1 のとおり行われること。ただし、処理対象害虫がマツノザイセンチュウであって輸入国が承認した場合には表 2 の基準により行われること。

表 1 臭化メチルくん蒸処理基準 (マツノザイセンチュウ対象以外)

温 度	投薬量 (g/m ³)	最 小 濃 度 (g/m ³)			
		0.5 時間	2 時間	4 時間	16 時間
11 以上	64	48	32	22	19
16 以上	56	42	28	20	17
21 以上	48	36	24	17	14

表 2 臭化メチルくん蒸処理基準 (マツノザイセンチュウ対象)

温 度	くん蒸時間	投薬量 (g/m ³)		最小濃度 (g/m ³)		CT 値
		倉庫くん蒸	天幕くん蒸	1 時間	4 時間	
10 - 14.9	24 時間	84	-	56	44	900 以上
15 - 19.9	24 時間	60	80	44	34	700 以上
20 - 24.9	24 時間	48	64	36	30	600 以上
25 以上	24 時間	36	48	28	24	500 以上